

## 再意見書

平成 22 年 3 月 8 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくどらのもん 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちやう 代表取締役社長 ふかた こうじ 深田 浩仁

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくどらのもん 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちやう 代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail:

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年2月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(別紙)

このたびはNTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案について再意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。弊社意見を下記の通り申し述べさせていただきます。

意見提出者	該当箇所	弊社意見
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社（以下、ソフトバンク殿）	<p>1. NGN 接続料の改定について</p> <p>(1) NTT-NGN 接続料算定方式全般について</p> <p>本変更案の対象である東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、NTT 東日本及びNTT 西日本を合わせて、「NTT 東西」という。）の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）は、当該ネットワークが公衆交換電話網（PSTN）等の既存ネットワークの代替的サービスとして、効率的なネットワーク構成で構築されていること等に鑑みれば、その接続料はPSTN 等の既存ネットワークにおける接続料より基本的に廉価であるべきものと考えますが、こうした観点からも、当該接続料に係る現行の算定方式を継続することの妥当性について更なる検討が必要であると考えます。また、NTT-NGN については新規サービスであり、かつ NTT 東西殿による情報開示が不十分であること等に起因し、その接続料の算定方法については十分な関係者のコンセンサスを形成するまでに議論が醸成された状況にあるとは言えず、後述のとおり、その接続料の算定方法については、引き続き検討すべき課題等が数多く存在しており、実績データの取得やそれに基づく検証等を行いつつ、更に議論を深める必要があるものと考えます。従って、弊社共としましては、PSTN 接続料における長期増分費用モデ</p>	<p>ソフトバンク殿のNGN接続料の算定方法について継続して議論が必要、とのご意見に賛同致します。</p> <p>今回採用されたコストドライバは「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について報告書（2008年12月総務省）」（以下、NGN答申）にて想定されていた十分な実績データが得られず、引き続きポート容量比が採用されています。このようにNGN答申が作成されたときに想定されていた市場環境と現状において乖離が生じていることから、現在の市場環境にあわせた NGN 接続料の算定方法の在り方についてあらためて検証する必要があると考えます。</p> <p>また、その検証の際には、KDDI殿のご意見の通り、新旧ネットワーク全体でコストを把握し接続料の算定方法を抜本的に見直す、といったネットワーク移行による影響を考慮した議論も非常に重要であると考えます。現にPSTNの実際費用方式に基づく平成22年度接続料の改定における答申書（2010年2月 総務省）においては、ドライカップ接続料の急激な上昇を受けて「PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省において、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うこ</p>

意見提出者	該当箇所	弊社意見
	<p>ル研究会と同様に、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場（以下、「NTT-NGN 接続料研究会」という。）を早期に立ち上げ、NTT-NGN 接続料の算定方法について、継続して議論が行われることを要望します。</p>	<p>と」等の、ネットワーク移行の影響を考慮した接続料算定検討の必要性について、考え方が示されたところです。</p>
<p>KDD I 株式会社 （以下、KDD I 殿）</p>	<p>1. 次世代ネットワークに係る平成 22 年度接続料の改定について ○NGNの接続料算定の在り方について ～略～ また、NGNの接続料算定の在り方を検討するにあたっては、レガシー系サービスからNGNへの需要の移行期にあることを踏まえ、電話のみならず専用線等を含むサービス全体を対象として議論することが重要です。そのため、まずNTTがコア・ネットワークのNGNへの移行計画を開示することが必須であり、NTTの新旧のネットワーク全体でコストを把握して接続料の算定方法を見直し、公正な競争環境を維持する必要があります。 ～略～</p>	
<p>ソフトバンク 殿</p>	<p>2. 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置について ①波長分割多重装置に係る中継ダークファイバの情報開示について 本変更案において、波長分割多重装置（以下、「WDM」という。）に係る情報開示は、D ランク区間のみが情報開示の対象となっています。</p>	<p>ソフトバンク 殿、ウィルコム 殿のWDM装置に係る更なる情報開示が必要とのご意見に賛同いたします。 弊社意見にもある通り、GCコロケーションや中継ダークファイバなど他の設備同様に、接続事業者が希望する利用の時機を逸しないようにWDM装置の利用の促進を図ること、及び利用の公平性確保のためには、中継ダークファイバDランク区間におけるWDM 装置の設置有無情報のみならず、Dランク区間</p>

意見提出者	該当箇所	弊社意見
	<p>しかしながら、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方についての答申」（平成21年10月16日公表）（以下、「同答申」という。）において「WDM装置の設置区間か否かの情報の事前開示には、それほどコスト・時間を要しないと考えられる」とされており、これに基づき改正された情報開示告示においても開示対象が限定されていないことから、WDM設置の有無に係る情報開示はDランクのみならず全てのランクを対象にすべきと考えます。</p> <p>また、本変更案において、接続事業者に事前に開示される項目はWDMの設置の有無のみとなっていますが、弊社共が同答申（案）に対する意見書で述べているとおり、NTT東西殿は、波長の空き情報、一般光信号中継回線と同レベルの経路情報、区間長等といった情報についても積極的に開示すべきと考えます。</p> <p>～略～</p>	<p>以外におけるWDM装置の設置有無情報やWDM装置の未利用波長数（ランク付け）などといった詳細にわたる情報の事前の開示は必要であると考えます。</p>
株式会社ウィルコム（以下、ウィルコム殿）	<p>【「光回線設備との接続に係るその他の情報の提供」（第99条の7第1項第7号）について】</p> <p>（2）今回の約款変更案では、「未利用芯線がない区間」について波長分割多重（以下、WDM）装置の設置有無を情報提供する、とされています。しかしながら、未利用芯線が少ないCランク区間等においても、事前照会または線路設備調査の結果、接続事業者の利用希望芯線数を満たさず構成の再検討等を要する事例が、現に発生しております。</p> <p>このためCランク区間等であっても、「未利用芯線がない区間」と同様にWDM装置設置に関して情報提供が必要であると考</p>	

意見提出者	該当箇所	弊社意見
	えます。	
KDD I 殿	<p>2. 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置について</p> <p>(2) WDM (波長分割多重) 装置等に係る網使用料等の設定について</p> <p>～略～</p> <p>・分波光変換装置は網改造料により接続事業者が個別に負担することとされていますが、具体的な金額が不明であり、接続事業者にとって負担額の予見性が確保できないことから、NTT 東・西は、例示等により、負担額を予め公表すべきと考えます。なお、本年1月27日に開催されたNTT東・西による説明会においても、負担額の規模感は一切明らかにされていません。また、本件に限らず、NTT東・西の網改造料は、網改造料の算定式に算入される創設費の妥当性が公に議論されず、透明性に欠けるため問題があると考えます。接続事業者の予見性、網改造料の設定における妥当性・算定過程の透明性を確保するため、NTT東・西は網改造料の具体的な金額を明示して接続約款を申請すべきであり、これについて審議会等の公の場で議論される必要があると考えます。</p> <p>～略～</p>	<p>KDD I 殿、ウィルコム殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>WDM装置の接続料は、接続事業者側としては各申込手続き前に料金額の予測を行うことは困難であり、NTT 東西殿からの特別光信号中継伝送機能及び分波変換装置に係る各申込手続きの回答時の費用通知以外、その料金額を確認する方法はありません。</p> <p>このような状況において、KDDI殿、ウィルコム殿のご意見されているように、料金額の予見性を高めるような詳細な情報開示は、申込を判断するにあたって非常に重要な情報であると考えます。</p>
ウィルコム殿	<p>【「光回線設備との接続に係るその他の情報の提供」(第99条の7 第1項 第7号) について】</p> <p>(1) 今回、特別光信号中継伝送機能に係る区間ごとの接続料について算定式が規定されていますが料金水準を事前に想</p>	

意見提出者	該当箇所	弊社意見
	<p>定することさえ出来ず、しかもその概算額を把握するための情報調査手続に係る費用は、NTT 東西殿の作業時間に応じた実費とされ、これも接続事業者は事前に把握できません。このように、当該機能を利用するにあたっての費用が申込時点で極めて不透明であることは、利用促進の障壁になると考えます。については、WDM 装置の有無のみならず、付随する情報も可能な範囲で提供されるべきと考えます。</p> <p>例えばWDM 装置本体に係る費用や各年度当初の利用波長数等が開示されるだけでも、接続事業者にとっては有効な情報になり得ます。これら情報について年一回程度の更新頻度であればNTT 東西殿にとっても過大な負担とはならず、十分可能な範囲であると考えます。</p> <p>本件については、総務省より「時間・コストの点で効率的でないものも含まれると考えられ、現時点で告示に規定することは適当ではない。」（平成21年12月15日公表「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の開示に係る告示の一部改正案に対する意見及びその考え方」）との考え方が示されました。</p> <p>しかしながら今回、接続料の算定式は明らかになったものの、先述の通り実態として金額水準が不透明であることが利用促進の障壁となることを鑑み、一部でも情報開示が促進されるよう、改めて検討されるべきと考えます。</p>	

意見提出者	該当箇所	弊社意見
KDD I 殿	<p>2. 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置について</p> <p>(2) WDM (波長分割多重) 装置等に係る網使用料等の設定について</p> <p>～略～</p> <p>・特別光信号中継回線 (WDM装置が設置されている中継ダークファイバ) 利用にあたり、接続事業者にとって負担額の予見性が確保されていないことから、接続事業者が分波光変換装置に関する個別建設契約を締結する前に接続申込を撤回した場合については、撤回に伴う費用負担は発生しないことを接続約款に明記すべきと考えます。</p> <p>～略～</p>	<p>KDD I 殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>WDM装置の接続料は、個別契約締結直前の特別光信号中継伝送機能及び分波変換装置に係る各申込手続きの回答時の費用通知によって各接続事業者ははじめて確認でき、その時点で接続実施の最終判断が行われるものと考えます。</p> <p>したがって、KDD I 殿のご意見の通り、個別建設契約を締結前に接続申込みを撤回した場合においては、撤回に伴う違約金が発生しないことを接続約款に明記すべきとのご意見は妥当であると考えます。</p>
KDD I 殿	<p>2. 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置について</p> <p>(3) 中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査手続費等の設定について</p> <p>～略～</p> <p>・異経路情報の確認調査における条件は個別協議によることですが、NTT東・西は、モデルケースを用いる等により、条件の確認にかかる期間、確認調査にかかる期間及び費用等の目安を予め示すべきと考えます。</p>	<p>KDD I 殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>異経路情報調査については、調査条件により変動することから現状、標準的な期間の明示がなく、調査を検討する事業者にとっては調査期間や調査費の規模を事前に把握する手段がありません。そのためKDD I 殿のご提案にあるとおり、モデルケースを予め提示していただくことにより、接続事業者側の検討も容易となり、当調査利用の促進につながるものと考えます。</p>

以上